

平成29年6月30日

各中学校長 様

京都府中学校体育連盟
会長 南 享

第70回京都府中学校総合体育大会実施要項 スケートの部

- 1 主 催 京都府中学校体育連盟 京都府教育委員会 京都市教育委員会
(公財) 京都府体育協会
- 2 主 管 京都市中学校体育連盟 京都府スケート連盟
- 3 後 援 京都新聞
- 4 日 時 平成29年11月11日(土)
開 会 式 午前7時30分(予定) 競技開始 午前8時00分(予定)
- 5 会 場 京都アクアリーナ(別紙参照)
〒615-0846 京都市右京区西京極徳大寺団子田町64番地
TEL 075-315-4800
- 6 参加資格
(1) 京都府中学校体育連盟に加入し、校長の出場許可を得た選手。
(2) 「参加資格の特例」
学校教育法134条の各種学校については、「別記1」のとおり大会参加を認める。
(「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」参照)
(3) 本連盟が取得する、個人情報利用・活用等を行うことについて同意している。
- 7 外部指導者(コーチ)
(1) 原則として外部指導者(コーチ)は大会に参加できる。ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。この場合の外部指導者(コーチ)は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。
ア 参加規定
当該校長が人格・指導面において適任者と認めた成人であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。また、各専門部の「外部指導者(コーチ)規定」に準じ、指導任務を行うことができる。
イ 審判について
原則として顧問以外の外部指導者(コーチ)の審判を認める。ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。
- 8 引率者及び監督
(1) 参加生徒の引率者・監督は出場校の校長・教員とする。ただし、コーチについては選手1名につき校長の認めた成人1名とし、所定の用紙を用いて届ける。
(2) 引率者の特例
個人種目への参加について、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。(「別記3・京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」参照)
- 9 競技規定 日本スケート連盟競技規則に基づいて行う。

- 10 競技種目 音楽のCDは各自持参のこと。
☆規定改定に伴い、競技種目の分類が昨年度総体とは異なります。

| # | 競技種目 | 所持級 | 滑走時間 | 課題 |
|---|---------|-------|------------------|------------|
| ① | ジュニア選手権 | 6級以上 | フリー 男 4分 女 3分30秒 | ISU Jr. FS |
| ② | 男子A・女子A | 5級 | フリー 男女 3分 | Nv. A |
| ③ | 男子B・女子B | 4級 | フリー 男女 2分30秒 | Nv. B |
| ④ | 男子C・女子C | 3級 | フリー 男女 2分30秒 | Nv. B |
| ⑤ | 男子D・女子D | 2級 | フリー 男女 各2分 | 2級 |
| ⑥ | 男子E・女子E | 1級 | フリー 男女 各1分 | 1級 |
| ⑦ | 男子F・女子F | 無級・初級 | フリー 男女 各1分 | 初級 |

- 11 表 彰 各種目男女別1位には賞状・メダル、2～3位には賞状を授与する。
- 12 申し込み 「参加申込書」・「演技予定要素表」・「外部指導者(コーチ)確認書(校長承認書)」に必要事項を記入し、10月27日(金)までに下記メール、FAX もしくは郵送で申し込むこと。
(メール、FAXの場合は、大会当日に参加申込書と外部指導者(コーチ)確認書の原本を持参すること)

メール：**yagi-m@ujc.ritsumei.ac.jp**

FAX：**050-3730-3090**

郵送：〒611-0031 京都府宇治市広野町八軒屋谷33-1
立命館宇治中学校 八木 誠 宛

- 13 全国大会出場資格
ジュニア選手権女子上位選手は、京都府代表として全国大会に出場する権利を得る。

- 14 その他
(1) 大会に関する諸連絡は、京都府中学校体育連盟スケート専門部HPにて行う。

<http://kyotojhs skating.org/>

- (2) 大会当日午前7時現在、京都市に特別警報もしくは暴風警報が発令されている場合、府中体連・専門部で協議し、決定事項を京都府中学校体育連盟スケート専門部HPに掲載する。
(3) 宿泊については、専門部は斡旋いたしません。各自で手配をお願いいたします。
(4) 会場アクセス



四条河原町から

- 電車 10分ー阪急京都線で河原町→西京極、徒歩5分
- バス 30分ー市バス 32系統(京都外大行き)「西京極運動公園前」にて下車→公園内を南へ徒歩10分

京都駅から

- 電車 20分ー地下鉄烏丸線で京都→四条、阪急京都線で烏丸→西京極、徒歩5分
- バス 30分ー市バス 73系統(洛西バスターミナル行き)「西京極運動公園前」にて下車→公園内を南へ徒歩10分
- 市バス 特33系統(洛西バスターミナル行き)「川勝寺」にて下車→徒歩で西方向へ10分

「参加資格の特例」

・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

- 1 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあつては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

「引率者の特例」

・「別記3・京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、中学校教育の一環（学校管理下）として位置づけ、府内中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員であることを原則とするが、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、以下の規定に基づき当該校教員以外（引率者としての外部指導者）の引率による大会参加を認める。

- 1 引率者としての外部指導者（以下引率外部指導者とする）の規定
 - (1) 当該校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者であること。また、事前に校長との間で、引率外部指導者としての契約がなされていること。
 - (2) 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。また専門部によってはそのための資格を必要とする場合もある。
 - (3) 大会申込用紙の、引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
 - (4) 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。
 - (5) この規定以外のことは、大会要項及び府専門部の定める規定の通りとする。
- 2 引率外部指導者の引率を認める種目は、以下のとおりとする。
 - ・陸上競技（リレーを除く）
 - ・水泳（リレーを除く）
 - ・ソフトテニス（個人）
 - ・卓球（個人）
 - ・バドミントン（個人）
 - ・体操、新体操（個人）
 - ・柔道（個人）
 - ・剣道（個人）
 - ・相撲（個人）
 - ・テニス（個人）
 - ・スキー（リレーを除く）
 - ・スケート（個人）
- 3 引率外部指導者には、監督の資格を認めない。
 - (1) この時の監督は、他校の教員とする。当該校の校長は、監督を引き受けようとする教員の所属する学校長に文書で依頼し、府専門部の承認を得ること。
 - (2) 引率外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。ただし、質問事項については、校長が依頼した監督を通して行うことができる。
- 4 生徒の大会参加に関わる責任は、法令に基づき校長が負う。
- 5 引率上の留意点及び大会会場における留意点
 - (1) 学校に該当の部が設置されていない場合、参加生徒は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象とならない場合もあるので、任意の保険に加入することが望ましい。（ただし、他校教員の場合は給付対象となる）
 - (2) 引率にあたっては、公の交通機関を利用すること。
 - (3) 引率外部指導者は、引率上の必要事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。
 - (4) 専門部が定める規定を順守し、責任ある行動をとること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。
- 6 他校教員による引率については1(1)、5(1)を適用しない。
- 7 本特例は、平成15年5月20日より実施する。（平成26年5月2日一部改訂）